

I C A = 国際協同組合同盟 (理事会案)

協同組合のアイデンティティに関する声明

定 義

協同組合は、共同所有された民主主義的に制御される企業を通じて、共通の経済的・社会的なならびに文化的な必要と願いに応えるために自発的に団結した人々の自律的な連合体である。

価 値

協同組合は、自助、民主主義、平等、公正、および連帯という価値に基づく。協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、および他者への配慮という倫理的価値を信奉する。

原 則

協同組合原則は、協同組合が自らの価値を実践に移すまでの指針である。

第1原則：自発的で開かれた組合員組織

協同組合は、組合のサービスを受けることができ、かつ組合員としての責任を進んで引き受ける用意のあるすべての個人に開かれた、自発的組織である。その際、性的、社会的、人種的、政治的、または宗教的な差別があってはならない。

第2原則：民主主義的な組合員制御

協同組合は、その組合員によって制御される民主主義的組織である。組合員は、政策の策定と意思決定に積極的に参加する。選出代表として務める男女は、組合員に対して責任を負う。第1次協同組合においては、組合員は平等な投票権（一人一票）を有し、他のレベルの協同組合も民主主義的方法によって組織される。

第3原則：組合員の経済的参加

組合員は、自らの協同組合の資本に公平に貢献

し、かつそれを制御する。組合員の条件として払い込んだ資本に対して報酬が支払われる場合、組合員は、通常、制限された報酬を受け取る。組合員は、次の目的のうちのいくつか、ないしはすべてに対して剩余を分配する。すなわち、協同組合の発展、協同組合との取引高に応じた組合員への還元、組合員によって承認されたその他の活動への援助、である。

第4原則：自律と独立

協同組合は、その組合員によって制御される。自律的な自助組織である。協同組合が（政府を含む）他の組織と協定を結んだり、外部財源から資本を調達する場合、協同組合は、組合員による民主主義的制御を保証し、自らの協同組合としての独立を維持することを条件に、それらを行なう。

第5原則：教育、訓練および情報

協同組合は、その組合員、選出代表、管理責任者、および従業員に対して、彼らが自らの協同組合の発展に対して有効に貢献できるように、教育と訓練の機会を提供する。協同組合は、世論——とりわけ若者とオピニオン・リーダーに対して、協同組合の特性と利点に関する情報を伝える。

第6原則：協同組合間協同

協同組合は、地方的、全国的、地域的ならびに国際的機構を通じて協働することによって、自らの組合員に最も有効に役立つとともに、協同組合運動を強化する。

第7原則：コミュニティへの関与

協同組合は、組合員の必要と願いに焦点を当てる一方で、コミュニティの持続可能な発展のために働く。